

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果等について

## 1 本算定結果について

## (1) 納付金額（市が国民健康保険事業費納付金として県へ納付する金額）

区 分	令和4年度（A）	令和3年度（B）	増減比較（A－B）	
納付金額	2,347,021,750円	2,302,322,367円	44,699,383円	1.94%
一人当たり納付金額	139,653円	131,202円	8,451円	6.44%

※「一人当たり納付金額」欄は一般被保険者分で、退職被保険者分は含まれておりません。

## (2) あま市標準保険税率（県統一の保険料算定ルールによる、資産割のない3方式の保険税率）

区 分	令和4年度				令和3年度 合計（B）	増減比較 （A－B）
	医療分	後期支援分	介護分	合計（A）		
所得割	5.99%	2.39%	2.47%	10.85%	10.72%	0.13pt
均等割	25,629円	9,922円	12,699円	48,250円	45,974円	2,276円
平等割	16,856円	6,525円	6,337円	29,718円	29,700円	18円

※ 算出には、保険者規模別の直近3か年分の平均収納率が用いられています。（R4:94.74%、R3:94.48%）

## 2 令和4年度の国民健康保険税率について

## (1) 平成30年度の運営協議会で決定した方向性

令和元年度から5年間で、県の示す標準保険税率（あま市収納率に置き換え後）に向けて、段階的に税率等を改正する。

## ア 保険税率

段階的に税率を改正し、一般会計繰入金（法定外）のうち、決算補てん等目的の額の解消・削減を図る。

## イ 資産割の廃止

資産割税率を毎年度7%削減し、相当税額を所得割に振り替え、課税方式を所得割、均等割及び平等割の3方式とする。

## ウ 課税割合

段階的に課税割合を所得係数 $\beta$ （応能割1.2：応益割1）に配分変更する。

## (2) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和4年度の納付金約23億5,000万円のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費増加を7,400万円と推計。

当該影響分については、全額、一般会計から繰り入れ。

## (3) 基礎数値（税率試算に用いる数値）

区 分	令和4年度（A）	令和3年度（B）	増減比較（A－B）	
被保険者数	16,798人	17,529人	△731人	△4.2%
被保険者世帯数	10,879世帯	10,868世帯	11世帯	0.1%
設定収納率	91.44%	91.47%	△0.03pt	－

## (4) 保険税収納必要額と財源不足額

区 分	金 額	備 考
A 公費差引後の納付金額	1,923,532,220円	納付金額から、県から交付される公費等を差し引いた金額
B 保険税軽減額	249,000,000円	低所得世帯や未就学児に対する応益分の軽減額
C 国保一般財源分	36,415,780円	出産育児一時金・葬祭諸費などの給付等の金額
D 保険税収納必要額 【 A－B＋C 】	1,710,948,000円	市が保険税で集める必要がある金額
E 現行税率での収納見込額	1,525,503,000円	税率を据え置いた場合に収納が見込める金額
F 財源不足額 【 D－E 】	185,445,000円	税率を据え置いた場合に財源が不足する金額

## (5) 財源不足額に対する財源内訳

区 分	金 額
財源不足額	185,445,000円
繰越金	40,000,000円
税率改正による増収	35,000,000円
一般会計繰入金（コロナ影響分補てん）	74,000,000円
一般会計繰入金（赤字補てん）	36,445,000円

(6) 試算結果

ア 保険税率 (案)

区 分	令和4年度				令和3年度 合計 (B)	増減比較 (A-B)
	医療分	後期支援分	介護分	合計 (A)		
所得割	5.80%	2.29%	2.17%	10.26%	9.46%	0.80pt
資産割	4.60%	1.00%	1.40%	7.00%	14.00%	△7.00pt
均等割	25,900円	9,400円	11,600円	46,900円	44,100円	2,800円
平等割	17,600円	6,400円	5,900円	29,900円	30,300円	△400円

※ 課税限度額を102万円 (内訳: 医療分65万円、後期支援分20万円、介護分17万円) として、試算しています。

参照 別紙1

イ 調定額及び収納額

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減比較 (A-B)
調定額	1,706,586,833円	1,668,310,367円	38,276,466円
収納額	1,560,503,000円	1,525,503,000円	35,000,000円

参照 別紙1

ウ 一人当たりの税額等

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減比較 (A-B)
一人当たりの税額 ※1	101,595円	99,316円	2,279円
一世帯当たりの税額 ※2	156,870円	153,351円	3,519円

参照 別紙2

※1 イの表中「調定額」を、2(3)基礎数値の「令和4年度(A)被保険者数 16,798人」で除した金額

※2 イの表中「調定額」を、2(3)基礎数値の「令和4年度(A)被保険者世帯数 10,879世帯」で除した金額

3 未就学児に係る被保険者均等割額軽減措置

(1) 軽減の内容

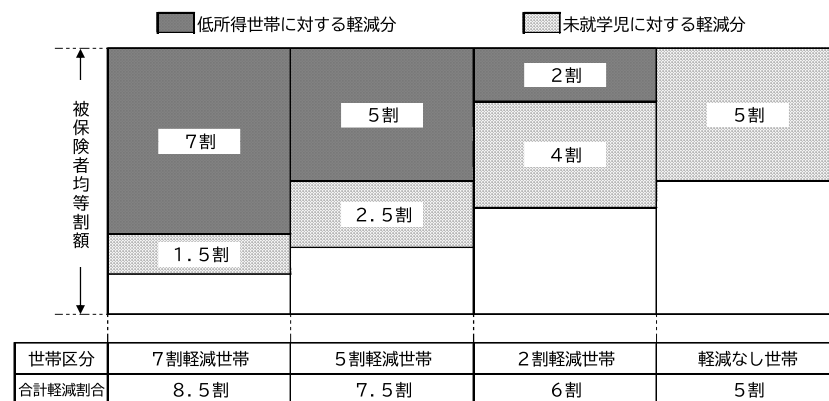
ア 軽減対象者

国民健康保険に加入する全ての未就学児

イ 軽減割合

当該未就学児に係る被保険者均等割額の5割。低所得世帯に対する応益分軽減措置が適用される場合は、軽減適用後の被保険者均等割額の5割

軽減割合のイメージ



(2) 公費負担の割合

国: 1/2、都道府県: 1/4、市町村: 1/4

(3) 施行時期

令和4年度分の国民健康保険税から適用